

○北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則

昭和53年7月6日 規則第4号
改正 平成27年7月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、試験、学業成績の評価及び各学年の課程修了の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試験

(試験)

第2条 試験は、原則として中間試験、期末試験及び定期試験（以下「試験」という。）とする。

- 2 中間試験は、各学期の中間の時期に行う。期末試験は、通年科目について前学期末に行う。定期試験は、前学期で終了する科目については前学期末に、通年科目については後学期末に行う。
- 3 平素の成績で評価し得る授業科目については、試験を行わないことがある。

(追試験)

第3条 次の各号に掲げる事由により、試験を受けることができなかつた者については、願い出により追試験を行うことができる。

- (1) 疾病（医師の診断書を要する。）
- (2) 忌引
- (3) 学校が命じた場合
- (4) その他やむを得ないと認められる事由（事由の証明を要する。）

- 2 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」（別紙様式）を学級担任を経て授業担当教員に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 追試験の日程は、授業担当教員が定める。

第3章 学業成績の評価

(各授業科目の成績表示及び成績評価)

第4条 各授業科目の成績の得点、評語及び評点は、次の区分による。

得点	評語	評点
95～100	A+	4
90～94	A	4
85～89	B+	3.5
80～84	B	3
75～79	C+	2.5
70～74	C	2
65～69	D+	1.5
60～64	D	1
30～59	F1	0
0～29	F2	0

- 2 学業成績は、学期成績と学年成績とに区分し、授業科目ごとに評価する。
- 3 各授業科目の学業成績は、試験の成績、平素の成績、出席状況等を総合して得点で評価する。
- 4 やむを得ないと認められる事由により追試験を受験できなかった者の評価は、当該試験以外の試験の点数、平素の成績を考慮して当該試験の点数とすることができる。ただし、この場合の試験点数は70点を超えないものとする。
- 5 前条第1項の各号に該当しないと認められた者又は懲戒処分を受けたため試験を受験することができなかった者の当該授業科目の試験の成績は0点とする。
- 6 試験において不正行為を行った者は、当該授業科目以降の受験を認めない。また、当該試験期間中におけるすべての試験（通常授業中に試験として実施したものを含む。）の成績は0点とする。
- 7 特別活動の評価は、合格又は不合格とする。
(平均評価)

第5条 学期成績及び学年成績の平均評点（以下「GPA」という。）は、次の方法で計算する。

$$GPA = (\text{科目評点} \times \text{単位数}) \text{の総和} / \text{総単位数}$$

- 2 必要数を超えて取得した選択科目がある場合は、高得点の科目から順に必要な科目数のみをGPAの計算に算入し、その他の選択科目の成績は、GPAの計算から除外する。
- 3 学外で取得した科目の得点は、GPAの計算から除外する。

第4章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第6条 各学年の課程修了は、次の各号のすべてを満たした者に対して、校長が認定する。ただし、次の各号のすべてを満たした者であっても、評語「F1」の科目がある者は課程修了仮認定とする。

- (1) 学年GPAが1.30以上であること。
 - (2) 評語「F2」がないこと。
 - (3) 特別活動の評価が、合格であること。
 - (4) 欠課時間数が純授業時間数（学習単位科目にあっては純学校授業時間数）の3分の1を超えた科目がないこと。
 - (5) 学校行事の出席時間数が、学校行事総時間数の3分の2以上であること。
- 2 学年GPAが1.30未満であっても、課程修了認定に必要な科目のすべての評点が1.0以上であれば、特例として校長は課程修了を認定する。
 - 3 課程修了仮認定の者は、評語「F1」の授業担当教員の指導に従って学習し、当該年度中に「D」の評語を得た時点で、校長が課程修了を認める。
 - 4 当該年度中に評語「F1」の科目が解消されないときは、校長はその者の課程修了仮認定を取り消すものとする。

(学年の修了)

第7条 第5学年の課程を修了した者は、全学年の課程を修了したものとする。

(留年)

第8条 課程修了を認定されない者は、留年とする。

- 2 休学の場合を除き、引き続き2年を超えて同一学年に在学することはできない。

第5章 雑則

(学業成績の通知及び証明書の交付)

第9条 学期成績又は学年成績の保護者への通知及び学業成績証明書の交付は、評語又は評点によるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年7月6日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。
- 2 昭和51年度以前に入学した者の課程修了及び卒業の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和56年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学生に係る課程修了及び卒業の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年2月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。